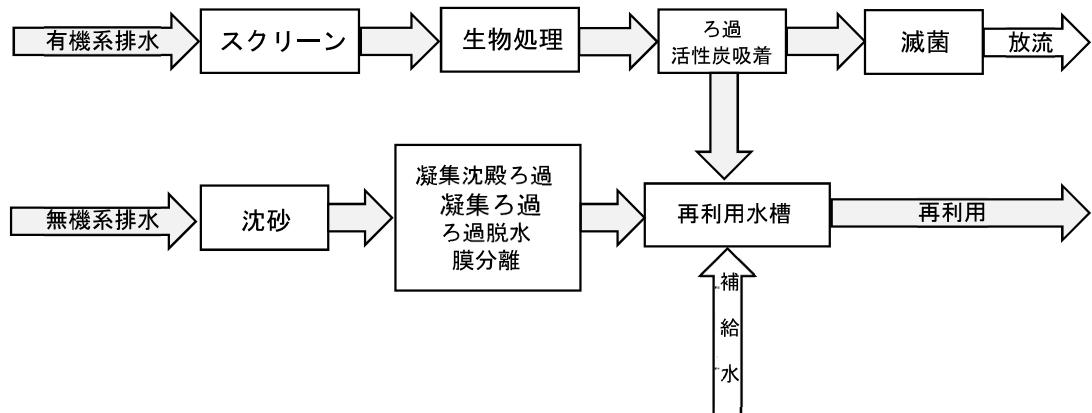


② 排水処理フロー

近年では膜処理等の高度排水処理技術の導入によって再利用水の用途を拡大することが可能となっており、それにより減温塔の噴霧水を減少させることで発電効率を向上させることができます。

ここで、新朝日環境センター焼却棟においても下水道放流が可能であることから、場内再利用と併用するものとします。また、再利用水については、利用先に求められる水質に応じて滅菌を始めとした調質を行う計画とします。



追記→ ※ 有機性排水は、ごみピット排水や洗車排水をはじめとする有機物を多く含む排水を指す。また、無機系排水は、灰出し排水をはじめ重金属や塩類を多く含む排水を指す。処理の過程で発生する汚泥は焼却処理する。

図 4-54 下水道放流及び場内再利用を組み合わせた排水フロー（例）

基本計画修正（案） 《資源化施設整備基本計画》

第4章 資源化施設（南ストックヤード）の整備計画
第3節 施設整備の関係法令

（3）プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律について

これまで本市では資源物のプラスチック製容器包装として、分別収集を行いリサイクルプロザで選別・圧縮し、再資源化（公益財団法人日本容器包装リサイクル協会（以下、「指定法人」という。）に委託して再商品化）を実施してきました。

そうした中で、政府方針として更なるプラスチックに係る資源循環の促進等の観点から、プラスチック使用製品廃棄物の市区町村による再商品化等を促進するための制度として、令和3年（2021年）6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）（以下、「プラ新法」という。）」が制定されました。

プラ新法において、市区町村による具体的な役割としては、家庭から排出されるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集をはじめ、再商品化その他の国の施策に準じてプラスチックに係る資源循環の促進等に必要な措置（分別収集・再商品化）を講ずることとされています。

プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を行う方法は次の2通りがあります。

- （ア）現行と同様に、容器包装リサイクル法に規定する指定法人に委託し、再商品化を行う方法（プラ新法第32条）
- （イ）市区町村が単独で又は共同して再商品化計画を作成し、国の認定を受けることで、認定再商品化計画に基づいて再商品化実施者と連携して再商品化を行う方法（プラ新法第33条）。

追記→ 本市においては、新朝日環境センター焼却棟の再整備に係り、これまで焼却処理されてきたプラスチック製品の削減及び分別回収による再商品化への取組みを促進するために、新たな資源化施設を整備する必要があります。これにより、プラスチック使用製品廃棄の焼却処理量をできるだけ減らしCO₂排出量を削減すると共に、環境省が公表している「プラスチック資源循環戦略」が目的とするプラスチックの再生利用を促進します。

また、プラスチックを資源として扱うことで、循環経済（サーキュラー・エコノミー）への移行を促進し、ひいては、国際的な潮流のひとつでもある廃棄物輸入規制強化にも対応し、国内での資源循環体制の強化にも資するものとします。